

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第37号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																							
<p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第32条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、<u>次の各号に掲げる自動車とする。</u></p> <p>(1) <u>普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、大型自動二輪車のうち側車付きのもの及び普通自動二輪車のうち側車付きのものであって、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.1メートル以下のものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車のうち側車付きでないもの及び普通自動二輪車のうち側車付きでないものをいう。以下同じ。）</u></p>				<p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第32条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.1メートル以下のものとする。</u></p>																																							
<p>別表第1（第8条、第35条関係）</p> <p>1 施設の基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駐車場</td> <td rowspan="4">普通自動車</td> <td>2時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2時間を超え6時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6時間を超え12時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12時間を超え16時間以内</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				施設	区分	単位	使用料の額	略				駐車場	普通自動車	2時間以内	略	2時間を超え6時間以内	略	6時間を超え12時間以内	略	12時間を超え16時間以内	略	<p>別表第1（第8条、第35条関係）</p> <p>1 施設の基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駐車場</td> <td rowspan="4">普通自動車</td> <td>2時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2時間を超え6時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6時間を超え12時間以内</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12時間を超え16時間以内</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				施設	区分	単位	使用料の額	略				駐車場	普通自動車	2時間以内	略	2時間を超え6時間以内	略	6時間を超え12時間以内	略	12時間を超え16時間以内	略
施設	区分	単位	使用料の額																																								
略																																											
駐車場	普通自動車	2時間以内	略																																								
		2時間を超え6時間以内	略																																								
		6時間を超え12時間以内	略																																								
		12時間を超え16時間以内	略																																								
施設	区分	単位	使用料の額																																								
略																																											
駐車場	普通自動車	2時間以内	略																																								
		2時間を超え6時間以内	略																																								
		6時間を超え12時間以内	略																																								
		12時間を超え16時間以内	略																																								

	16時間を超え24時間以内	略	略
自動二輪車		1台につき1日ごと	300円

備考

1 略

2 普通自動車で24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

2～4 略

5 駐車を回数券により利用する場合の使用料

種 類	使用料の額
略	

備考 自動二輪車で利用する場合は、回数券を使用できないものとする。

6 駐車を定期券により利用する場合の使用料

利用区分	単 位	使用料の額
普通自動車	日曜日、土曜日及び休日を除く日	略
		略
	午後5時30分から翌日の午前9時まで	略
自動二輪車	1台につき1月	5,000円

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

	16時間を超え24時間以内	略	略
--	---------------	---	---

備考

1 略

2 駐車を24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

2～4 略

5 駐車を回数券により利用する場合の使用料

種 類	使用料の額
略	

6 駐車を定期券により利用する場合の使用料

利用区分	単 位	使用料の額
日曜日、土曜日及び休日を除く日	略	略
	略	略
午後5時30分から翌日の午前9時まで	略	略